

研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針

平成22年7月7日
独立行政法人科学技術振興機構

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効果的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号、以下「研究開発力強化法」という。）第24条に基づき、研究開発等の推進のため人材活用等に関する方針を定める。

1. 基本方針

独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）の実施において中核的な役割を担う機関として、わが国のイノベーション創出の源泉となる知識の創出から研究成果の社会・国民への還元までを総合的に推進するとともに、その基盤となる科学技術情報の提供、科学コミュニケーション活動、戦略的国際活動等を推進することを使命としている。本使命を達成するために、

- ・ファンディングエージェンシーとして、機構の事業に参画する若年研究者、女性研究者、外国人研究者等多様な人材がその能力を最大限に発揮できるよう支援
- ・機構職員の専門性の向上など人材育成・活用等の推進

を基本方針として定める。

2. ファンディング業務等を通じた研究開発実施機関での取組みの支援

機構は、ファンディング業務等を通じ、研究開発の推進のための人材の育成、活用が円滑に進むよう研究開発実施機関での取組みについて以下のような支援を実施する。

(1) 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項

- 若年研究者等の自立と活躍の場を与えるため、戦略的創造研究推進事業において実施している個人研究者向け研究プログラム「さきがけ」を推進する。
- 若年研究者等の成果の発表や、研究機会の拡大のため、シンポジウム・ワークショップを開催するとともに、異分野の研究者との交流を促進する。
- 戦略的創造研究推進事業等の公募により実施する事業について、募集要領に女性研究者の割合の向上について記載し、周知に努めるとともに、その結果を公表する。
- 機構が定めた男女共同参画活動方針及び推進計画に基づき、研究者がライフイベント（出産・育児・介護）に際し、研究開発の継続または中断後の速やかな復帰、研究期間の延長及び研究開発費の保証等、研究者としてのキャリアが損なわれることなく、雇用が促進されるような環境を整える。
- 優れた外国人研究者の能力を活用するため、日本語だけでなく英語による公募・審査を実施し、外国人研究者の応募を促進するとともに、英語による研究開発事業の紹介などの情報発信を推進する。また、機構が保有する外国人宿舎等の活用により外国人研究者のための日本語研修、文化交流、公的手続きの支援等各種生活支援を推進する。

(2) 卓越した研究者等の確保に関する事項

- 機構の「目利き」（プログラムオフィサー）による強いリーダーシップにより、卓越した研究者等を見出し、さらに研究期間中においてもフォローアップを行い、卓越した研究者等の能力を最大限に発揮できるように努める。
- 優れた研究開発等を行った者に対しては、「目利き」による評価を経て研究開発費の追加的措置が行えるようにするとともに、国等の褒賞制度への推薦等を行う。
- 卓越した研究者等の給与水準について、機構と委嘱関係のある任期制研究者等

については、研究課題の研究代表者等がその活動や成果について適切に評価を行い、柔軟に年俸へ反映させる仕組みを継続する。

(3) 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項

- 機構と委嘱関係のある任期制研究者等については、他の研究開発法人や国立大学法人等との間で転職をする際、機関間異動の阻害要因となる短期在職による退職金額の不利を解消するため、退職金相当額を加えた年俸により、人材の流動性の向上を図る。
- 産学が共同した研究開発事業を促進するとともに、産学の研究者の交流を進める機会(新技術説明会等)を積極的に設ける。
- 研究者人材データベース(JREC-IN)を整備し、研究に関する職を希望する求職者情報と、産学官の研究に関する求人公募情報を収集・データベース化し、提供することにより、研究者の流動性向上を目指す。
- 研究者情報等を収集・データベース化(研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD))し、J-GLOBAL(科学技術総合リンクセンター)で論文情報や特許情報と連携し効果的に提供することにより、産学官連携、人的交流の促進、共同研究を推進する。

(4) その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材活用に係るものに関する重要事項

- 我が国の次世代を担う科学技術関係人材の育成に向け、才能の発掘・育成、先端的教育プログラムの実践・研究、大学や科学館等を活用した連携教育の実施、教員の教育活動の充実などの取組みを推進する。
- 科学技術を分かりやすく国民に伝え、研究者・技術者や社会との間の相互のコミュニケーションを促進する人材(科学技術コミュニケーター)を養成する。

3. 機構職員の人材育成・活用等に対する取組み

機構が推進する科学技術振興施策を円滑に且つ効率的、効果的に実施し、成果を最大化していくためには、機構職員の果たす役割が重要であるため、多様な人材の確保、能力の開発等について、以下のような取組みを実施する。

(1) 多様な人材の確保と専門性の向上

- 幅広い科学技術分野で多様な専門性を持って、科学技術の振興に係る様々な事業を実施していくための、理系の修士、博士取得者及び大学、民間企業等での研究開発及び産学連携や知的財産に関する業務経験者等、科学技術振興に関する多様な人材の採用に努める。
- 恒常的に機構職員のレベルアップを図るため、「JSTプログラムオフィサー（JST-PO）」としてファンディングエージェンシーにおける専門的能力を育成、認定するための制度を実施し、また、専門家集団の形成に向けた「エキスパート」認定制度等の人事施策を実施する。さらに、機構職員のスキル、専門性の向上等を目指した内部研修や、大学院等における研修などの取組みを充実する。

(2) 人材交流の実施

- 国内の大学や研究開発機関と連携し、業務に関する相互理解の促進や職員のスキル向上を図るため、人材交流等を推進する。
- 海外のファンディングエージェンシー等の機関とのネットワークを形成し、機構業務の国際化の進展を図るため、職員の海外派遣・交流、海外機関との人材交流等を推進する。

以上